

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

横浜文化体育館再整備事業により整備される横浜武道館について、平成 32 年度の供用開始に向けて、横浜市スポーツ施設条例の改正を行いました。これに伴い休館日などを定めるため、横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部改正を予定しております。

2 改正案の概要

(1) 利用料金の返還（第 12 条（1））

返還する利用料金の額について、第 12 条（1）に下線部の内容を追加します。

第 12 条（1） 横浜文化体育館（平沼記念レストハウスを除く。）の利用者が利用日の 90 日前、横浜武道館のアリーナの利用者が利用日の 6 箇月前、横浜武道館の武道場及び多目的室の利用者が利用日の 1 箇月前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額

(2) 休館日（別表第 2（第 3 条第 1 項））

横浜武道館については、休館日を設けないこととし、別表第 2 に下線部の内容を追加します。

施設名	休館日
横浜国際プール、横浜文化体育館（ <u>横浜武道館を除く。</u> ）、横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
<u>横浜文化体育館（横浜武道館に限る。）</u>	休館日なし
スポーツセンター	1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

(3) 利用の許可の申請（別表第 3（第 6 条第 2 項））

横浜武道館については、貸切利用を行う場合の申請書受付期間については利用しようとする日の 36 箇月前から利用しようとする日までとし、別表第 3 に下線部の内容を追加します。

施設名	受付期間	
横浜国際プール及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで	
<u>横浜文化体育館</u>	<u>横浜武道館</u>	<u>利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで</u>
	<u>横浜武道館以外の施設</u>	利用しようとする日の12箇月前から利用しようとする日の10 日前（平沼記念レストハウスの会議室にあっては、前日）まで
横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日まで	